

議案第 4 号

北九州市立松本清張記念館規則の一部改正について

北九州市立松本清張記念館規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 3 年 4 月 2 2 日提出

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

提案理由 北九州市立松本清張記念館の休館日を変更するため、関係規定を改める必要があるので、この規則案を提出する。

北九州市立松本清張記念館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 月 日

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会規則第 号

北九州市立松本清張記念館規則の一部を改正する規則

北九州市立松本清張記念館規則（平成 1 0 年北九州市教育委員会規則第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号を同条第 3 号とし、同条第 1 号中「同月 3 1 日」を「翌年の 1 月 3 日」に改め、同号を同条第 2 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）

付 則

この規則は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

新	旧
<p>(休館日)</p> <p>第3条 休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を指定することができる。</p> <p><u>(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる時は、その翌日）</u></p> <p><u>(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日</u></p> <p><u>(3) 略</u></p>	<p>(休館日)</p> <p>第3条 休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を指定することができる。</p> <p><u>(1) 12月29日から同月31日までの日</u></p> <p><u>(2) 略</u></p>

## 北九州市立松本清張記念館規則の一部改正（概要）

### 1 改正理由

北九州市立松本清張記念館は、年末の12月29日から同月31日までの休館日及び館内整理日以外は原則すべての日において開館している。職員はシフト制で出勤しているため、全員出勤となる日は限られており、職員間の情報共有や新型コロナウイルス感染症拡大防止のための要員確保が困難になっている。

中央図書館、文学館等の公の施設の例にならい、週1回の休館日を設けると共に、年末（12月29日から31日まで）だけでなく年始（1月1日から3日まで）についても休館日とし、職員の勤務体制強化を図るものである。

通常の来館者への対応や新型コロナウイルス感染症拡大防止のための作業をスムーズに行うことができ、来館者へのサービス向上に資することが可能となる。また、休館日を設定することで、職員のワークライフバランスの向上と館の維持管理経費（光熱水費、清掃及び警備等の庁舎管理委託料並びに受付監視委託料）の大幅な削減も見込まれる。

なお、休館日が増加することについては十分に周知を行う予定であるが、近隣の類似施設である中央図書館や文学館が月曜日と年末年始は休館として市民に定着していることから、近隣施設で一斉に休館することは市民に対しても統一性が保たれ、受け入れやすいものと思われる。

以上のことから、北九州市立松本清張記念館規則（北九州市教育委員会規則第13号）を改正するもの。

### 2 改正内容

#### 北九州市立松本清張記念館規則の変更（第3条関係）

変更後	変更前
(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）	(1) 12月29日から同月31日までの日
(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日	(2) 館内整理日
(3) 館内整理日	

### 3 施行期日

令和3年7月1日

市民への休館日設定の周知期間を2か月程度設定できるよう、4月22日の教育委員会会議に付議するもの。

《参考》

- ・ 3館共通入場券について（小倉城・小倉城庭園・松本清張記念館共通入場券）

小倉城及び小倉城庭園の休館日は従前どおり年末12月29日から31日までのみで変更はないものの、3館共通入場券には使用期限がなく、松本清張記念館の休館日に購入した場合でも後日使用することが可能であるため利用者の不利益にはならない。（産業経済局観光課協議済）

なお、3館共通入場券の購入の際には、松本清張記念館の休館日について、確実に周知を行う予定。

- ・ 勤務時間等の特例に関する規則について

休館日の変更後も松本清張記念館の週休日の変更は行わない（「4週間を通じ8日所属長の指定する日」）ため、勤務時間等の特例に関する規則（昭和43年北九州市規則第18号）の改正は行わない。

※文学館、中央図書館も同様の週休日を設定している。

# 北九州市立松本清張記念館規則

## ○北九州市立松本清張記念館規則

平成10年7月31日

教委規則第13号

改正 平成16年6月30日教委規則第11号

平成24年3月30日教委規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めがあるもののほか、北九州市立松本清張記念館（以下「松本清張記念館」という。）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 開館時間は、午前9時30分から午後6時までとする。ただし、入館は、午後5時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(平24教委規則3・一部改正)

(休館日)

第3条 休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を指定することができる。

(1) 12月29日から同月31日までの日

(2) 館内整理日

(平24教委規則3・一部改正)

(企画展示室等の使用の申請)

第4条 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第8号。以下「条例」という。）第3条の2第1項の規定により企画展示室又は会議室（以下「企画展示室等」という。）の使用の許可を受けようとする者は、申請書を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の使用の許可の申請は、使用しようとする日の3月前から受け付けるものとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限

りでない。

(平16教委規則11・平24教委規則3・一部改正)

(冷暖房設備使用料)

第5条 別表の左欄に定める設備を使用したときの使用料の額は、同表の右欄に定める額とする。

(平16教委規則11・旧第6条繰上)

(使用料の不返還)

第6条 既に納付した使用料は、返還しない。ただし、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める額を返還する。

(1) 天災その他使用者(条例第3条の2第1項の使用の許可を受けた者をいう。以下同じ。)の責めによらない事由により使用できないとき 使用料の全額

(2) 使用日(条例第3条の2第1項の使用の許可を受けた使用の日をいう。)の20日前までに使用者が使用の取りやめを申し出た場合で教育委員会が相当の理由があると認めるとき 使用料の8割に相当する額

(平16教委規則11・旧第7条繰上・一部改正、平24教委規則3・一部改正)

(使用権の譲渡等の禁止)

第7条 使用者は、企画展示室等を使用する権利を譲渡し、若しくは転貸し、又は教育委員会が許可した使用目的以外の目的に使用してはならない。

(平16教委規則11・旧第8条繰上・一部改正、平24教委規則3・一部改正)

(設備の変更禁止)

第8条 使用者は、企画展示室等に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

(平16教委規則11・旧第9条繰上・一部改正、平24教委規則3・一部改正)

(原状回復の義務)

第9条 使用者は、使用を終了したときは、直ちに、使用した企画展示室等を原状に回復しなければならない。条例第3条の3の規定により使用の許可を取り消され、又は使用の停止を命じられたときも、同様とする。

(平16教委規則11・旧第10条繰上・一部改正)

(損害賠償の義務)

第10条 松本清張記念館の施設又は設備に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。

(平16教委規則11・旧第11条繰上)

(その他)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(平16教委規則11・旧第12条繰上、平24教委規則3・一部改正)

付 則

この規則は、平成10年8月4日から施行する。

付 則 (平成16年6月30日教委規則第11号)

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

付 則 (平成24年3月30日教委規則第3号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

(平16教委規則11・一部改正)

設備		使用料の額
冷暖 房設 備	企画展示室	30分又はその端数ごとに 140円
	会議室	30分又はその端数ごとに 40円